

# 米国、オーストラリア、ドイツ、日本における留学生・高度人材誘致政策の比較 Comparison of Policies to Attract International Students and Highly Skilled Foreign Workforces in the USA, Australia, Germany and Japan

佐藤由利子（東京工業大学）  
Yuriko SATO (Tokyo Institute of Technology)

キーワード：留学生、高度外国人材、技術移民

知識経済が進展する現在、高度人材獲得は多くの国にとって重要な政策課題となっている。2005/2006年のOECD移民データベース(DIOC)によると、OECD諸国の外国生まれ人口9100万人の内、高等教育修了者は2570万人(28.2%)で、高等教育移民の最も多い国は米国で1150万人(44.7%)、次いでカナダ290万人(11.3%)、英国250万人(9.7%)、ドイツ160万人(6.2%)、フランス140万人(5.4%)、オーストラリア140万人(5.4%)が続く、日本は40万人(1.5%)に過ぎない。高等教育移民の流入から流出を差し引いた純増は、米国、カナダ、オーストラリアの順で大きく、日本は純減している。

高度人材の卵として注目されている留学生は、2010年に世界で360万人に上り、最も多いのが米国(68.5万人)、次いで英国(39.0万人)、オーストラリア(27.1万人)、フランス(26.0万人)、ドイツ(20.1万人)、日本(14.2万人)の順である(UNESCO, 2012)。

本稿では、高等教育移民と留学生が最も多い米国、留学生の永住権申請を可能としてきたオーストラリア、非英語圏のドイツ、日本を比較し、その特徴を把握することを目指す。

表1は、米豪独日4カ国の高度人材/技術移民及び留学生の受入れ状況と誘致・定着に関する主な取組みを示している。15歳以上の外国(生まれ)人口割合はオーストラリアが28%で最も高く、米国の16%、ドイツの14%が次ぎ、日本は1.2%と最も小さい。外国(生まれ)人口中の高等教育移民割合は、オーストラリアが34%と最も高く、日本が31%、米国が30%で続き、ドイツは16%と相対的に低い。永住権許可数中の就労関係許可の割合は、オーストラリアが54%で最も高く、日本が35%で続き、米国は14%、ドイツは9%と低い。日豪において、高等教育を受けた就労目的の人材を優先的に受け入れる傾向が窺える。

オーストラリアでは技術移民は永住権許可者の半数を超え、2010年の留学生に対する技術移住永住権許可数は、技術移民許可数の23.4%に上る。米国では就労目的の一時滞在許可に、高度技能者を対象とするH-1Bビザ(滞在期間3年、1回更新可能)や卓越能力者を対象とするOビザが設けられ、米国で修士以上の学位を取得した者を対象とする2万人の枠がある。H-1Bビザ新規許可数(2010年は76,627人)に占める留学生数は公表されていないが、国内申請者は41,799人で1つの目安となる。ドイツの就労目的一時滞在者の内、EU域外からの専門技術労働者は2009年に9,700人である。この他、700人の高資格者には入国当初から定住許可を与えている。2005年の移民法施行により技術者・科学者の受入れが進められ、2012年にはEUブルーカード法が施行され、大卒で一定所得があるEU域外の人材に、最長4年間のブルーカード発行が開始された。日本では、2010年の就労目的

新規一時滞在許可者内、専門職人材と見なされる者は1.3万人である。他方、日本で就職した留学生は2010年に7,831人に上り、留学生が専門職人材に占める割合は高い。

2010年に専門職一時滞在許可を得た留学生は、米国では2~4万人と推定され、留学生数に対する割合は3~6%である。日本では7,831人であり、5.5%に上る。オーストラリアでは、2010年に技術移民となった留学生は26,585人であり、留学生数（高等教育分野）に対する割合は9.8%、職業教育訓練分野の留学生を加えた計算では5.9%に上る。専門職一時滞在許可数に占める留学生の割合は、日本では59%に上り、専門職人材の供給を留学生に頼る傾向が強い。オーストラリアでは、2010年に技術移民となった者の23%が留学生であり、両国は、専門職/技術人材に占める留学生の割合が高い点が共通している。

表1 米豪独日における高度人材及び留学生の受入れ状況と誘致・定着に関する主な取組み

	米国	オーストラリア	ドイツ	日本
15歳以上人口(人) A	240,126,000	15,918,000	71,431,000	109,764,000
15歳以上外国人口/外国生まれ人口(人) B	38,564,000	4,127,000	10,076,000	1,292,000
15歳以上外国(生まれ)人口の割合(%) B/A	16.1%	28.1%	14.2%	1.2%
高等教育を受けた外国(生まれ)人口(人) C	11,530,636	1,411,434	1,571,856	395,352
高等教育を受けた外国(生まれ)人口割合(%) C/B	29.9%	34.2%	15.6%	30.6%
永住権許可数(2010年) D	1,041,900	209,000	222,400	55,700
就労関係の永住許可数 E	148,343	113,725	20,064	19,289
就労関係の永住権許可割合 E/D	14.2%	54.4%	9.0%	34.6%
内、留学生の永住権許可件数	0	26,585	0	0
就労目的の一時滞在許可数(2010年)	N/A	277,000	304,700	78,505
内、専門職人材の一時滞在許可数	76,627	90,145	9,700	13,372
内、留学生の就労ビザ切り替え許可数	N/A	N/A	N/A	7,831
留学生数(2010年)	684,714	271,231	200,862	141,599
主な留学生誘致政策	優秀な留学生には手厚い奨学金	積極的留学生リクルート活動、留学生への永住権許	DAAD奨学金 英語によるコースの開設	国費奨学金、学習奨励費 英語によるコースの開設
主な留学生の就労支援政策	H-1Bビザに修士以上の米国学位取得者2万人の枠、卒業後も選択的実務訓練として1年間滞在可	卒業後18カ月は技術卒業生ビザ(サブクラス485)へ切り替えて滞在可	卒業後の求職期間ビザ延長上限18カ月	求職期間ビザ延長上限12カ月、アジア人財資金構想事業によるビジネス日本語、インターンシップ等の就職支援
主な高度人材獲得政策	雇用関係移民ビザの優先順位1位が卓越技術労働者(EB1)、2位が知的労働者(EB2)	技術移民受け入れ推進 留学生による永住権の直接申請許可	新移民法で高度人材の受入れ促進、EUブルーカード法でEU域外の高度人材に4年の滞在許可	2012年より高度人材ポイント制導入

出所:「15歳以上人口」~「高等教育を受けた外国(生まれ)人口割合」の項目は、OECD移民データベース(DIOC)の2005/2006年の数値。「永住権許可数」~「就労関係の永住権許可割合」は、OECD(2012)による2010年の数値。ただし、オーストラリアの就労関係の永住権許可数はDIAC(2012)に基づく2010年の技術移民数。留学生数は高等教育機関在籍者を指し、UNESCO(2012)による2010年の数値。米国の「専門職人材の一時滞在許可数」は、US Dept. of Homeland Security(2012)による2010年のH1Bビザ新規申請者の数値。オーストラリアの「留学生への永住権許可件数」~「専門職人材関係の一時滞在許可数」はDIAC(2012)による2010年の数値。「留学生の永住権許可件数」は、留学生の永住権許可件数から、配偶者・その他によるものを除いて算出。「専門職人材の一時滞在許可数」は、サブクラス457就労ビザの許可数。ドイツの「就労関係一時滞在許可数」~「内、専門職人材関係の一時滞在許可数」は、労働政策研究・研修機構(2013:126)による2009年の数値。日本の「就労関係一時滞在許可数」は、法務省(2011:7)の専門的・技術分野在留資格新規入国者数に技能実習生(26,002人)を加え算出。「専門職人材の一時滞在許可数」は、前述の数から、興行、技能実習生、技能、企業内転勤、報道、宗教、芸術を除いたもの。いずれも2010年の数値。注:専門職人材の一時滞在許可数に企業内転勤を含めていないが、この形態で入国する人材が多いことにも留意が必要。

<参考文献>労働政策研究・研修機構、2013『諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受け入れ政策ーデンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、EU、アメリカ、韓国、シンガポール比較調査ー』